

# NJ素流協 News

令和2年8月10日  
第187号

令和2年8月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)  
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>



原木運送会社経営者ら30名が参加

## ノースジャパン素材流通協同組合 令和2年度 第1回林業経営講座「積み込む原木の見分け方」を開催

NJ素流協は7月29日、岩手県矢巾町の県林業技術センターおよび(有)二和木材矢巾工場を会場として、令和2年度第1回林業経営講座「積み込む原木の見分け方」を開催した。組合員からの依頼でトラックによる原木運搬業務に従事する人を対象とした勉強会で、青森、岩手、秋田、宮城各県から運送会社の経営者やドライバーを中心に、25名(ほかに事務局5名)が参加した。

講座の開始にあたり、鈴木理事長が次のようにあいさつした。

「昨今は、山工場から工場へ素材の直送が主流となり、原木運送会社も原木の見分けを担っているとの認識を持つ必要がある。ただし、当組合では、工場でクレームという事態になった場合に、持つて行った人(運送会社)に言うのではなく、当組合に連絡してほしいということも言っている。今とりわけ原木の選別が重要なのは、欧米の高効率の製材・合板工場に対応していくために、径級を絞るなどしてスピードアップしていかざるを得ないからだ。今日の講座をしっかりと業務に役立てていただくよう、どうぞよろしく願います。」

### 1. 室内講義「積み込む原木の見分け方」

講師…NJ素流協 営業企画部

部長 小野寺 義晃

### (1)原木規格の説明

NJ素流協の取引先である各工場は、それぞれ異なる製品をつくっている。B材を材料とする主な製品には、合板、LVL(ロータリーリースで剥いた「単板」を貼り合わせる)、集成材、CLT(製材機で挽いた「ひき板」を貼り合わせる)がある。これら製品の種類によって使用する機械や設備が異なるので、工場ごとの原木の規格、即ち長級・径級、さらに原木の曲がりや節などの許容範囲が決まってくることになる。

NJ素流協では、①合板、②集成材、③製材、④バイオマスそれぞれに基本的な規格を定めており、さらに工場ごとの規格に対応している。

(2)間違つて納入した場合のリスク  
工場でクレームの対象となる規格外の原木の例として、曲がり、とび腐れ(ガニ腐れ)、長さの不足または超過、大節・多節、虫害材、いびつな形の丸太、芯ぐされ、木口や枝の処理が不十分なもの、鋸

跡、割れ等がある。これら規格外の原木を持って行ってしまおうと、素材業者だけでなく、運送業者までもが工場の信用を失うリスクを負うことになる。逆に、規格をしっかり理解して納入していれば、「この業者は大丈夫」と信用がアップし、仕事がし易くなる。

**(3) 納入にあたっての注意点**

**① 納品書の記入について**

NJ素流協が使用する納品書は、用材用とバイオマス用の2種類あり、それぞれ記入しなければならぬ項目がある。納入数量の確認に加えて、合法木材証明のための必須事項なので、漏れのないよう記入していただきたい。

**② 根拠書類との照合**

合法木材証明のため、NJ素流協では組合員に、伐採届や売買契約書の写し等「根拠書類」を提出してもらっている。根拠書類との照合を確実にけるよう、工場名等の正確な記入に気を付けていただきたい。

**③ 工場納入時に気をつけること**

- ・ 納入日、受入時間の順守
- ・ 原木の荷下ろしについて（丸太をきれいに揃える）
- ・ 構内のマナー（走行速度、たばこ、ゴミの始末、樹皮の処分等）
- ・ 安全作業（ヘルメットの着用、トラック同士の間隔など）
- ・ 新型コロナウイルス対策（事務所に入る際はマスク着用）

**2. 現地研修「原木規格について」**

講師：(有)二和木材 代表取締役

小笠原 清貴氏

午後は(有)二和木材矢巾工場に移動し、同社代表取締役小笠原清貴氏から、実際にスギやカラマツの丸太を見ながら、同工場の原木規格について説明いただいた。また同工場内を案内いただき、機械・設備を見学した。

同工場ではチップセンターを用いて、月間約2千m<sup>3</sup>の原木を挽いている。受け入れる原木は、スギ・カラマツの4m材、末口14〜16cm・18〜24cmとなっている。木くず焚きボイラーによる人工乾燥機を使用し、梁桁、柱、土台、間



(有)二和木材小笠原社長が原木規格を説明

柱、貫、胴縁のほか、集成材用ラミナも製造している。

**(1) 「A材」とは？**

この工場加工できる原木の最大径は30cm、また使用している皮むき機の加工最大径は50cmである。よって、これらの機械に入らない、曲がり、節、根張りのある原木が「規格外」としてはねられることになる。はねた丸太は本社工場の帯鋸で挽くか、合板材に回すか、どうにもならなければ泣く泣く木材チップとして砕くか…ということになる。

虫穴、とび腐れは、挽いた後で

悪い部分を除くこともできるので、製品歩留が下がるため歓迎はできないものの、程度によっては受入れ可能となる。ただし、木口にトビが出ていなくても、挽くと中から現れることは多いので、木口だけを見て一生懸命選別していただくと、残念ながらあまり意味がない。トビがあると分かっている山を伐る場合には、予め伝えていただき、皆さんの手間が無駄にならないようにしたい。

**(2) 原木の規格とは？**

原木価格は、製品価格×歩留×生産性から求めることができるが、結局はその工場で何を生産しているか、何の機械を使っているかによって決まってくる。原木の規格は、究極は原木価格とのバランスだと考えている。規格を厳しくし過ぎれば、その分納入していただく原木の量が減ってしまう。その調整には、頻繁かつ長期のすり合わせが必要で、NJ素流協にまさ

\* \* \*

備二和木材様には研修を受け入れていただき感謝申し上げます。

なお今回から研修を収録した動画を組合員限定でネット配信し、組合員の皆さまに視聴していただけるよう準備しています。(事務局)

# トピックス

## 林業労働災害撲滅研修

令和2年7月14日に、秋田市において「林業労働災害撲滅研修」が開講された。本研修は林野庁の林業労働安全対策事業の補助により、(株)森林環境リアライズが全国5か所で開催する。

研修は現場指導者となる熟練チェーンソー技能者を対象とし、新しいチェーンソー伐木技術と指導方法を学ぶことを目的としている。前期・後期に分けて実施し、間に自己練習期間を設けて操作技能の完全習得を目指す。初日の座学は経営者及び管理者も参加し、(株)森林環境リアライズ 石山浩一専務取締役より近年の林業労働災害の発生状況と改定安全作業基準

について説明があった後、大阪大学

大学院人間科学研究科 佐藤眞一教授より、心理学の観点から見た高齢者による事故の発生理由について講義があった。この中で、高齢者に多い自動車事故を例に、老いに伴う注意

機能の低下により、注意を向けることができない有効視野が狭まることや、踏み間違いのように判断が正しくても注意機能がうまく働かず思わず誤った行動をとること等について説明された。

研修では他に、(一社)林業技能教育研究所 飛田京子所長を講師に、ワークシヨップや、最新装置を用いた操作技能研修が行われる。

また、会場では、レーザーによる伐倒方向指示装置やガソリンエンジンを使用した植栽機の展示も行われ、事務局からは、各都道府県の体質強化計画に参画する林業経営体等を対象とした安全衛生装備・装置の導入

及び安全衛生に関する研修の経費補助の2次募集開始についてアナウンスがあった。

詳細は(株)森林環境リアライズのホームページに掲載中。

<https://www.f-realize.co.jp/>

## 「ノースジャパン1000年復興の森」下刈等作業を行いました

7月31日、宮城県名取市の海岸防災林再生事業「ノースジャパン1000年復興の森」において、恒例の整備作業を当組合青年部と合同で行いました。今回は、下刈りと併せて防風柵・防風垣の撤去作業も行いました。3年前に植栽した松くい虫抵抗性クロマツは、1.5〜2mほどに成長。蜂刺されや熱中症など体調不



「復興の森」で総勢30名が汗を流しました

良もなく、無事に作業を終えました。

## 広葉樹を夏季シーズン生産する場合の工夫

夏場も伐れる!?

「銘木と広葉樹は冬に伐る」は、素材生産業者にとつての常識といえます。とはいえ、実際には道付けの際の先行伐倒や、伐採・搬出期限の関係、さらにはコロナ禍の現在のようにならざるを得ないケースも少なくありません。

その際に、気温や湿度が高く虫害やカビ等の被害を受け劣化が早いからと、すべてパルプや燃料用材としてしまうのはもったいない話です。少しでも用材として出荷できる材を確保するため、次に挙げる例を参考に、生産を工夫してみたいかがでしょうか。

### 長いまま保管し出荷直前に玉切り

1台分の出荷予定に合わせ、伐倒し玉切り〜小運搬のスケジュールを組めます。その際、なるべく出荷直前

に玉切りを行うよう調整します。土場での滞留中に木口面から乾燥が進み、「木口割れ」が発生するのを防ぐためです。

特に、幹が二股分かれしている部分などは割れ・裂けが進行しやすいため、余分に長く伐っておき、出荷の直前に玉切りすることで割れ・裂けを最小限にとどめることができます。

「足の速い」「高い」樹種を優先

材の劣化速度は樹種によって異なり、センヤク、ブナやカバなどといった「白物」樹種は比較的「足が速い」といわれます。このような樹種が長期間土場に滞留しないよう、伐倒し玉切りし出荷のスケジュールを調整します。

逆に、ナラやサクラなどの「色物」樹種は比較的足が遅く、特に土台や枕木に使用するクリについては相当時間経過しても使用できる場合があります。

また当然ながら、市況を鑑みながら材積単価の高い樹種を優先します。迷った際にはまずご相談を…

広葉樹の市況は季節や景気により

変動しますし、樹種によっても流行り廃りがあります。「いま伐つてよいのか」「この樹種は売れるのか」など、迷った際にはまずご相談ください。

こんなことにご注意ください！  
(ノンフィクション事例)

1. 中間土場のバークを利用したら

伐採搬出作業を行っている時、通常は当たり前のことと思つてやったことでも、実は思いもかけない状況になることもあります。これは実際に組合員Aさんに起こった出来事です。

素材生産作業を行っていた現場の作業道がぬかるんでひどい状態であったので、その作業道から少し離れた中間土場にあつたバークを運び込み作業道に敷いた。しばらくして保健所から職員が当該現場に来て、作業道に敷いたバークを撤去せよとAさんに指示した。Aさんは事情を説明したが、保健所の指示は変わらなかつた。

【解説】

この事例は、産業廃棄物の不法投棄と判断された可能性があります。環境省通知（厚生省生活衛生局水道

環境部産業廃棄物対策室長通知、平成11年11月10日）では、生育していたその場で適切に建設資材として利用する場合は廃棄物とは見なされません。今回の事例では、作業道から離れた場所（事業地外）にある中間土場からバークを運び込んだことが問題視されたと考えられます。作業道の現状を改善しようと思つてやったことでAさんには全く悪気はないのですが、十分注意が必要です。

2. 後見人が付いている場合の取引  
少子高齢化により山林所有者もまた高齢化が進んでいます。組合員の中には山林・立木等の売買で所有者に後見人が付いていた等で戸惑つたこともあるのではないのでしょうか。今後も所有者の高齢化が進み後見人が付くケースが増えていくと思われまふ。後見人が付いている場合の取引の流れをまとめてみました。

後見人とは、「判断能力が不十分な人の生活を助け、法的な保護と権利の擁護を図るために、家庭裁判所から選任された人」のことを言います。本人の後見人であることの証明は、

後見人から「登記事項証明書」や「家庭裁判所の審判所の謄本」と、「審判の確定証明書」を提出してもらい確認します。この確認は、なりすましの後見人による被害を受けないためにも必須と言えます。

さて、後見人が付いている取引契約の流れは以下ようになります。

(1) 取引は、本人ではなく後見人とする。

(2) 取引は、後見人が「売買契約書の原案」を作成し、家庭裁判所の許可を受けてから正式な「売買契約書」を締結することが多い。

(3) 買主は、後見人が「売買契約書の原案」を作成する際に、必要な資料を提出して協力する。

以上ですが、不安な時には法律の専門家にご相談されることをお勧めします。

お知らせ

小嶋智巳課長がナイス㈱へ帰任  
4年間大変お世話になりました

私（小嶋）は、建材・住宅資材流



「皆さま、どうぞお元気です！」

通のナイス(株)からの出向職員として、4年間にわたり当組合にて勉強させていただきましたが、7月末をもってナイス(株)に帰任することとなりましたのでご報告させていただきます。

当初は原木のことも素材生産業のことも全く分からないなか、組合員の皆様をはじめ、取引先様、運送業者様、当組合役職員の皆様にはたいへん丁寧にご指導賜りました。8月以降は、ナイス(株)・木材事業部にて原木の流通事業に従事いたします。当組合にて学んだことを糧に、林業・木材業界のお役に立てるよう邁進する所存です。

今後木材製品や原木の販売をはじめ、様々な面でご協力・連携させていただきたく存じますので、これまで以上にご指導を賜りますよう、よろしく願います。

### 「新しい生活様式」を健康にすごしましょう！

8月以降、梅雨明けに伴い気温の上昇から、熱中症の発生が懸念されます。あわせて今年は、新型コロナウイルス感染防止のマスク着用により、熱中症のリスクがさらに高まる状況にあります。

以下の具体的な行動により、「熱中症予防」とマスク・換気等「新しい生活様式」を両立させましょう。

1. 屋外で人と2m以上離れている時は、熱中症を防ぐためにマスクを外しましょう
2. マスク着用時は、
  - ①激しい運動は避けましょう
  - ②こまめに水分補給をしましょう（1日あたりの目安は1・2リットル）
  - ③気温・湿度に注意しましょう（暑さを避け、室内では換気しつつエアコンを使用）

### 肝心カナメの書類作成 3

「〇〇林業に就職した新人のTくんは、N J素流協の事業者認定研修の内容を勉強しました。社長から△さんの山の伐採届を出すよう指示され、自分なりに調べましたが、行き詰ってしまいました。」

ちょうど山の作業から戻り一服していた社長は、伐採届様式を手に困った顔でやってきたTくんを見てニヤリとしました。

社長「何だ、どうした、事件でも起きたかい？」

T「今日は伐採届について調べていたんです。△さんの山の届を書こうと思ったんですが、わからないことだらけで何も書けませんでした。」

社長は机の上のファイルから数枚の紙を取り出し、Tくんに渡しました。Tくんは、その書類と伐採届様式を交互に見比べていましたが…

T「ええと、知りたいことが二つあります。一つは、この山は伐採届でいいのか確認したいです。もう一つは、伐採届の伐採期間。伐採を始め

る90日〜30日前の届出って、どういうことですか？」

社長「鋭い質問だが、いいところに目を付けたぞ。まず、この山は保安林や計画林ではなく、開発ではない普通の伐採、つまり伐採届を出すんだ。次に、伐採期間は重要だし注意が必要だ。実際に伐採作業を行う期間を書くんだが、その始まりの日を、届出日の30日後から90日後の間の日付にすることになっている。伐採できるのはこの伐採期間の間だけだから、届を出しても最低30日は伐採できないことになる。もし作業が終わらなければ再度届を出さなければならず、そうなるとうた最低30日間伐採できない期間が生じる。作業の段取りや期間をよく考えて届け出をする必要があるんだ。△さんの山は、今の現場が終わった後に入るから、30日後からの期間で丁度いいな。終わりは…余裕をみて1年後にしておくか。」

※これはフィクションであり、実在する人物・団体とは一切関係ありません。

## ちよつと気になる木の話

49

## 新型コロナウイルスから学ぶ

## — 木材産業は未だ途上である —

皆さんの現在の最大の関心事である新型コロナウイルスの影響を、木材産業の視点で考えてみよう。何故、工場の減産がこんなに激しく起こるのか。他の業種も含めて経済全体が悪化している、新築住宅が建たないんだから影響はあるでしょう、と言うだろうか。

しかしそれなら、木材需要って新築住宅だけなの？確かに年間住宅着工戸数が200万戸だった時代、木材の需要をそこだけに依存してきたのは事実である。それを変えるため、非住宅分野の木造化・木質化を進めてきたのであるが、そこから脱却する用途開発がまだ途上にあるということである。

ここで、現状でも活発に動いている需要から考えてみよう。一つ目はホームセンターである。ホームセンターでの木材売り上げは前年と比較して増加している。家にいる時だからこそ、日本人は得意だと言いながらDIYの木材需要が増加

しているのである。一般流通との価格差をわからなくするため製造メーカー名は伏せている場合が多いが、ホームセンター向けで何とかしのいでいる製材工場は多い。DIYのメッカ アメリカでは、DIYショップの木材需要がロックダウンで更に増加している。日本からのスキのフェンス材輸出が堅調であり、製造工場新設の記事も出ている。

二つ目は土木工事用である。土木工事の基本は公共事業であり、予算が執行されれば常時動いている。一時期大手ゼネコン職員のコロナ感染で止まったが、3密の極めて少ない現場であり、工事は真つ盛りである。よって、土木用の杭や残存型枠等の小径木は動いている。元々、土と木の材料を使うから土木である。好況不況の影響は受けにくいので、更なる木材利用を設計に組み込んでおくことが大切であるが、この分野も途上である。また、工事の仮囲い用に合板等の需要は大きく、大手リース会社とコラボしておくべきである。他にも、毎年起きる災害の復旧工事に向けて、設計に積極的に木材

を盛り込んでおくことが大切である。

三つ目、個人経済とは離れた、公共の非住宅物件である。公共建築物や補助金からみの社会福祉施設、畜舎等農業施設、民間保育園等は、経済の停滞とは別に需要は堅い。しかし、公的施設の場合、国・県・市町村の予算成立後、定められた入札公告期間を経たうえで入札契約され、基礎工事から始まるため、木工事は益明けの9月以降に始まるが多くなる。経済の停滞が起きた場合には、早期発注が必要であり、これも途上である。

四つ目は、今回需要が拡大しているテイクアウトの弁当容器のような日用品である。弁当容器は元々、経木等を使った木箱であった。この他にも熱伝導率の関係で木からプラスチックに移った日用品は多い。お椀・箸・食器・プレート・ゴミ箱等多種多様である。また今回、リモートワークで在宅時間が増えたことによる家具等の買い替えもある。こうした日用品・家具の木材利用も重要であるが、木材産業が2次・3次加工産業を取り込んでいないことが問題である。公共建築物等木材利用促進法の施行時に、法解説で公共建築物「等」に家具も含まれることを示したことにより、オフィス家具工業

会も国産材利用の木製家具に取り組んだことを忘れてはならない。

最後に、非住宅の民間物件である。新型コロナウイルス発現の前から建築されていたホテル・ビル・コンビニ等は現在も建築が進んでいる。コロナ対策用に工夫して作られる製品の材料には、木材がうってつけだと思われる。実際、木製のパーテーション等が新たに設置されているケースもある。飲食店内装の木質改装も始まっており、「コロナに効果的な木材」という科学的データがあればと思うが、欲張りすぎかなあ。

冒頭述べたように、新築住宅への依存度の高さが木材産業に影響を与えている。そして多用途化こそが大事だと対策を講じてきたが、残念ながら途上である。次の数式を肝に銘じたい。

・新設住宅のみの木材需要量(新設戸数が3割減と仮定した場合)  
 $100\% \times 0.7 = 70\%$

・現在のプレカットの非住宅比率(3割)を加味した場合

$70\% \times 0.7 + 30\% \times 1.0 = 79\%$

・住宅需要が5割でも、非住宅需要が5割に上昇した場合

$50\% \times 0.7 + 50\% \times 1.0 = 85\%$

令和2年7月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m <sup>3</sup> )	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m <sup>3</sup> )	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m <sup>3</sup> )	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	8,033	148.4	77.6	5,557	98.6	28.7	13,589	123.0	45.7
カラマツ	2,589	60.6	76.8	498	188.4	141.6	3,086	68.1	83.0
アカマツ	2,419	68.9	73.5	1,224	65.7	240.3	3,643	67.8	95.8
その他	0	*	*	448	79.3	77.6	448	79.3	77.6
合計	13,041	98.8	76.6	7,727	92.8	37.1	20,768	96.5	54.9

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,424	63.3	56.5
カラマツ	3,034	116.1	83.0
アカマツ	415	53.1	47.6
その他	324	320.9	545.4
合計	7,197	80.8	67.6

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m <sup>3</sup> )	製材・集成材・その他用 (m <sup>3</sup> )	計 (m <sup>3</sup> )	燃料用 (t)
スギ	26,637	25,970	52,607	20,725
カラマツ	17,077	1,426	18,503	11,529
アカマツ	11,908	7,456	19,365	5,761
その他	0	2,259	2,259	471
合計	55,622	37,111	92,733	38,486
目標達成率 (%)	24.7	16.9	20.8	29.6
計画量	225,000	220,000	445,000	130,000

注) \*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和2年7月の需給動向】

- 7月も前月同様に新型コロナウイルスの影響で販売量は減少、用材は前年比45%減少となる。
- 例年であれば国有林材の原木を流通する時期。しかし今年は組合員の原木を優先に販売。
- 8月は夏季休暇もあり工場の原木使用量は減少することから納入制限は更に厳しくなる状況。

耳からウロコ

京都議定書の意外な展開  
— 同じ会場で設立総会 —

2008年7月に設立された団体がある。京都議定書が締結された会場が設立総会会場であり、その名も「日本の森を守る地方銀行有志の会」。

ある時、京都銀行と山陰合同銀行の職員が訪ねてきて、団体構想を示し設立総会への協力を相談された。京都議定書に銀行が反応するとは予想外だったが、設立趣旨は「日本の国土の7割は森林で…」とあり、議定書とピッタリであった。その時「CO2吸収源としての森林を守るだけでなく、いずれは伐った後も木材としてのCO2固定効果が認められてくるので、銀行の建物にも木材を使って欲しい」と伝えた。「火事になったらどうするのか」という懸念がある」と言われたが、その後「大事な書類は耐火金庫に入れてあるので大丈夫」と見解を改めてくれた。

この時の大きな記憶が2つある。一つは、山どころ奈良県になかなか

参加を認めてくれない地方銀行があり、理由を聞いたら「製材工場の倒産が激しく、かなり苦戦したので、ちよつと」とのこと。「銀行の建物を木造にして、心配な製材工場に発注して資金を回収したら」と言ったら苦笑いしながら説得してみますと言いつつ、そこは後にメンバーに追加されていた。もう一つは、加入予定リスト以外にも多数ある地方銀行は誘わないのか聞くと「第二地銀は別の組織なので」と。これは理解できるようで、我々には難しいなあ。

しかしながら、この会発足後、銀行による森林整備ボランティア、社有林の取得等はもちろんのこと、内装の木質化や子供用木製ボールプールのロビーへの設置等も行われるようになり、更には銀行建物の木造化の事例も見られるようになった。今、地球温暖化で豪雨災害が連発する中、京都議定書に再び立ち返る時かも知れない。

しまった！在職中に、日本の森を守る①都市銀行の会、②別の地方銀行の会、③信用組合の会を作るべきだった！若い後輩に期待したい。